

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年12月17日

天理市長 並 河 健

天理市条例第31号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(天理市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、延滞金」を「延滞金」に改める。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正)

第2条 天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(平成12年9月天理市条例第30号)の一部を次のように改正する。

題名中「督促手数料」を「督促」に改める。

第1条中「の規定により」を「に規定する」に、「の納付を督促したときは、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところにより督促手数料及び延滞金を徴収する」を「に係る督促及び延滞金の徴収については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる」に改める。

第3条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第4条の見出しを「(延滞金の徴収方法)」に改め、同条中「督促手数料及び」を削る。

附則第2項中「第3条第2項」を「第3条第1項」に改める。

(天理市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 天理市国民健康保険条例(昭和34年3月天理市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(天理市介護保険条例の一部改正)

第4条 天理市介護保険条例（平成12年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

(天理市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第5条 天理市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

(天理市道路占用料に関する条例の一部改正)

第6条 天理市道路占用料に関する条例（昭和29年9月天理市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し及び同条第1項中「督促手数料及び」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附則第2項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改める。

(大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第7条 大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業施行規程（平成17年3月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第31条の見出し中「及び督促手数料」を削り、同条第1項中「督促手数料及び」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例第21条、第2条の規定による改正後の天理市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例第3条及び第4条、第3条の規定による改正後の天理市国民健康保険条例第21

条、第4条の規定による改正後の天理市介護保険条例第6条、第5条の規定による改正後の天理市後期高齢者医療に関する条例第5条、第6条の規定による改正後の天理市道路占用料に関する条例第5条並びに第7条の規定による改正後の大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業施行規程第31条の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後に納期限の到来する市税、天理市税外収入金、天理市国民健康保険の保険料、天理市介護保険の保険料、天理市後期高齢者医療の保険料、天理市道路占用料及び大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業の清算金（以下「市税等」という。）に係る督促について適用し、同日前に納期限の到来する市税等に係る督促については、なお従前の例による。